

# ○後志広域連合介護保険高額介護サービス費受領委任払 実施要綱

〔平成21年11月1日〕  
要綱第16号

改正 平成24年12月3日要綱第4号

改正 平成27年6月26日要綱第2号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第51条第1項に規定する高額介護サービス費の支給対象となる介護に要した費用の受領委任について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

**第2条** 高額介護サービス費の受領委任払を受けることができる者は、法第48条第1項に規定する施設介護サービスを利用し、高額介護サービス費の支給が見込まれる要介護被保険者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、公費負担との併用で費用負担が発生しない場合を除く。

- (1) 介護保険料に未納がなく、給付制限を受けていないこと。
- (2) 介護保険施設の同意を得ていること。
- (3) 資金の調達が困難であること。
- (4) 同月で他の介護サービスを利用していないこと。
- (5) 世帯合算の対象者でないこと。
- (6) 月の途中で入退所していないこと。

(手続)

**第3条** 高額介護サービス費受領委任払の適用を受けようとする要介護被保険者は、介護保険高額介護サービス費受領委任払承認申請書（別記様式第1号）に必要な事項を記載し、介護保険施設の同意を得て、後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、介護保険高額介護サービス費受領委任払の要件に該当するか否かを審査判定し、申請者及び申請者が入所する介護保険施設に対して、高額介護サービス費受領委任払承認（不承認）通知書（別記様式第2号、別記様式第3号）により通知するものとする。
- 3 介護保険高額介護サービス費受領委任払の承認を受けた要介護被保険者（以下「適用承認者」という。）に係る高額介護サービス費の支給申請は、適用承認者が利用する介護保険施設が当該施設の適用承認者分を一括し、介護保険高額介護サービス費支給申請書（受領委任払用）（別記様式第4号）により広域連合長に提出するものとする。
- 4 介護保険高額介護サービス費受領委任払の手続に要する費用は、適用承認者の負担とする。

(適用の継続)

**第4条** 広域連合長は、適用承認者に対して、適用決定期間後の期間に係る高額介護サービス費を支給するときは、当該期間について前条の適用の決定があるものとして、第6条の規定を適用することができる。

(適用の除外)

**第5条** 高額介護サービス費受領委任払は、交通事故等の第三者行為による給付と認められるときは、適用しないものとする。

(支給決定及び支払)

**第6条** 広域連合長は、高額介護サービス費の支給を決定したときは、介護保険施設に通知するとともに、当該介護保険施設が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 前項に規定する場合において、適用承認者に対する高額介護サービス費支給の通知は、介護保険施設に通知することによって省略することができる。

(利用者負担上限額の通知)

**第7条** 広域連合長は、利用者負担上限額について、当該年度の7月末日までに、適用承認者が利用する介護保険施設に対し当該施設の適用承認者分を一括して、介護保険高額介護サービス費利用者負担上限額通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(承認内容の変更等)

**第8条** 適用承認者は、その承認内容に変更があったときは、速やかに介護保険高額介護サービス費受領委任払承認内容変更届出書(別記様式第6号)を広域連合長に提出するものとする。

2 広域連合長は、前項の変更届出書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、その後の受領委任払の取扱いについて決定し、又は処理するものとする。

(返還)

**第9条** 広域連合長は、受領委任払により高額介護サービス費の支払を受けた介護保険施設が、偽りその他不正の手段により高額介護サービス費の支払を受けたときは、当該高額介護サービス費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24年要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成27年要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表

- (1) 介護保険高額介護サービス費受領委任払承認申請書  
別記様式第1号(第3条関係)
- (2) 介護保険高額介護サービス費受領委任払承認(不承認)通知書(被保険者用)  
別記様式第2号(第3条関係)
- (3) 介護保険高額介護サービス費受領委任払承認(不承認)通知書(サービス事業者用)  
別記様式第3号(第3条関係)
- (4) 介護保険高額介護サービス費支給申請書(受領委任払用)  
別記様式第4号(第3条関係)
- (5) 介護保険高額介護サービス費利用者負担上限額通知書  
別記様式第5号(第7条関係)
- (6) 介護保険高額介護サービス費受領委任払承認内容変更届出書  
別記様式第6号(第8条関係)

※様式は未掲載